清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画(素案)

パブリックコメント(素案に対する意見)

受付期間:平成26年12月19日(金)~平成27年1月7日(水)

No.	受付日	受付方法	意見の概要	回答内容	
	12月26日	メール	家族介護者等の負担軽減について、10代、20代などの若年介護者への支援も追加する必要がある。 学業や就職活動、就労の継続など、介護者自身の人生設計ができるような支援を。	家族会や高齢者の総合相談の一環の中で対応できていると考えております。ご意見のあった若年介護者の人生設計については、介護保険所管課ほか庁内の横断的な連携を図り対応していきます。	
1			権利擁護について、サービスの質を確保することも 必要であり、第三者による独立した立場での苦情処 理機関があることも安心してサービスを受けられる ことにつながるので、こうした視点を追加する必要 があると考える。	介護保険制度においての苦情処理等については、介護サービス提供事業所での苦情窓口設置、国保連合会での苦情受付、市介護保険所管課での苦情受付状況の報告など多岐に渡り、サービス利用者の権利を守る対策が講じられています。策定委員会等で検討し、最終的に盛り込んでいきます。	
2	1月6日	メール	地域の皆様に身近な業務を行っている「まちの法律 家」である行政書士が清瀬市や他の公共機関と連携 して高齢者の皆様の日々の生活の安心に役立つ架け 橋となって支援を行うことが、計画の一端を円滑に 進めるためにも必要かつ重要であると考える。 (消費者被害対策のお手伝い、高齢者見守り支援の お手伝いなど)	本計画では、地域住民や関係機関・団体などの多くの市民がつながり、連携して見守り・支援する仕組みづくりを推進していくこととしています。 具体的には、法律の専門家との連携などにより、成年後見制度の活用支援や市民後見人の育成、また、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の方々の消費者被害の防止に向けた取り組みなどを強化・充実していきたいと考えております。	

3	1月6日	メール	65 歳以上の8割は自立した社会貢献の能力があると言われています。この8割の人は様々に情報を得、活動も自らできます。そして、何らかの介護を要する2割の人には、地域包括支援センターや医療機関との関わりがあります。そのボーダーの人たちにどう関わるのかが自立の割合を拡大するカギであると感じています。ひとり暮らし、あるいは高齢者夫婦を孤立させない訪問活動の工夫と拡大、目標設定の具体化が計画に盛り込まれることを期待します。	報、さらに地域包括支援センターへの相談等の情報を 突き合わせ、実態のわからない高齢者宅への訪問を担 当地域包括支援センター等が行っていきます。 訪問を行う中で適切な社会資源を提供し、高齢者が
4	1月7日	ファックス	 基本理念について 素案の理念をどうしたいのかが不明です。これを明確にするため、素案の理念に続いて「…の 実現を目指します。」を付加しては。 基本目標・重点施策の体系について 基本目標に対応する重点施策および施策の展開の体系がわかりにくい。 	基本理念につきましては、平成12年に策定された 清瀬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本 理念を継承し、引き続き高齢者保健福祉に関する施策 及び介護保険事業の適正な推進に向けて取り組んで まいります。 素案には掲載しておりませんでしたが、策定委員会等 でご意見をいただき、最終的には施策の体系図を掲載 してわかりやすくしたいと考えております。

② 第5期の事業計画の如く、「第○章 各論」の 中に基本目標ごとに「…(基本目標)…ために」 との表題を付した「節」を設け、これに施策を 記述しては。特に素案の基本目標1と5の施策 がわかりにくい。

- 3 交流の場の充実、他(P43~44)に関して
- ① 老人いこいの家の周知等 周知されたとして も、老人クラブ会員以外の利用はなかなか難し い状況にあります。老人いこいの家の管理方式 を含めて検討する必要があります。
- ② サロンの整備や充実 どのようなサロンを目 指しているのかを明確に願います。

③ 老人クラブの活動は、健康づくり、友愛活動、 低下の一因と思われる補助金算出方法も含め 改善が必要です。

基本目標1の施策は、「特集 3地域包括ケアシス テム及び第3章、3地域包括ケアシステム構築等に向 けた重点施策」、基本目標5の施策は、「第5章、介護 保険事業と介護保険料」の項目で説明しております が、今後、施策の体系図を掲載することによりわかり やすいものにしていきます。

老人いこいの家については、施設の使用承認を得た 老人クラブが活動の拠点としており、一般の方は、そ の活動のない枠について使用が可能です。計画へは表 現を工夫していきます。

サロンには、健康づくりを目指すものもあれば、お 茶会など居場所づくりを目的としたものもあります。

目指すところは各々異なりますが、地域福祉に関連 する様々な方々の協力・協働により、整備・運営され るよう「サロンマップ」の作成など充実を図っていき ます。

加入率の低下は全国的となっており、市でも会員の 奉仕活動等の様々な活動が実施されているが、| 増加を呼びかけています。また、補助金については、 同クラブの加入率は年々低下傾向にあるため、| 算出方法の見直しなどを行い、各々の会員数に見合っ た額を交付しており、必ずしも加入率の低下につなが るものではないと考えます。

4 健康づくり支援、スポーツ・レクリェーショ	
ンの充実、他(P45~46)に関して	
① 健康づくり推進員の活用も検討されては。	市民の方が自ら行っていくグループであり、市では
	養成等の後方支援を行っていきます。施策の推進にあ
	たっては、様々な活動グループ・団体と連携しながら
	取り組んでいきます。
② 健康づくり推進員により毎月開催している「い	計画に例示していく方向で検討します。
きいきハイキング」も例示しては。	
③ 運動機能向上プログラムの括弧内例示のうち、	│ │「ふまねっと運動」も運動機能向上プログラムに位置
「ふまねっと」は異質ではないか。(他のもの	 付けております。
はクラブ名、教室名を例示)	
④ 地域コミュニティ活動運営費等助成の対象を	│ │ 市だけでなく、東京都等の助成事業を総称しており
明記しては。	 ます。わかりづらい面があるかと思いますので、記載
	 の仕方については検討したいと考えます。
5 生活支援サービスの充実 (P50~51) に関し	│ │ 市内関係団体により実施されている事業の項目で
7	 は、支援を受けていない事業については、固有名詞の
市内関係団体により実施されている事業に『地	使用を控えております。ご意見の事業は、ホームヘル
域通貨「ピース」による助け合いサービス』を例	
示するとともに支援の対象にしては。	778. 134. 2 372 442 7 36 7 6
1, 7 0 0 0 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	